

## 第13回 雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会

### ○ 鎌田座長

それでは、定刻となりましたので、只今より第13回雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりいただき誠にありがとうございます。

なお、阿部委員、小畑委員、桑村委員、長谷川委員、水町委員から欠席のご連絡をいただいております。本日は、中間整理に向けた議論について、ご議論いただきたいと思います。

それでは事務局から、資料について説明をお願いいたします。

### ○ 永倉在宅労働課課長補佐

それでは、資料について説明をさせていただきます。資料1と資料2を配布させていただきます。資料1のほうが、前回の検討会からの修正履歴があるもの。資料2が修正を反映したのとなつてございます。本日は資料1に沿ってご説明をさせていただきます。

資料1ですけれども、前回のご指摘等を踏まえまして、修正を加えた部分を赤字で示しております。前回いただいたご意見のほか、発言の趣旨をもう少し明確にしたほうがわかりやすい部分については趣旨の明確化、あるいは、参考資料集ということで、今回参考資料2として中間整理案の参考資料を付けているんですけれども、そちらと関連するものについては、注釈を加える等の修正を行っています。今回は中身のある修正箇所を中心にご説明をさせていただきます。

まず最初に5ページをお開きいただければと思います。第2の(3)の「就業条件」についてなんですけれども、「就業条件」だけだとわかりにくいのではないかとご指摘がありましたので、例示を加えさせていただいているというものになります。同様の修正を、このほか8ページの(8)「セーフティネット関係」でも、同じように例示を付けるという修正を加えさせていただいております。

続きまして11ページをお開きいただければと思います。11ページの1「総論」(1)「基本的な考え方について」、こちらの部分については、前回の検討会の中でたくさんご意見ご指摘をいただきました。まず最初のパラの部分については、表現の適正化といいますか、第4の「放送関係」のところと少し文言を揃える修正をしております。

また、途中のところ「ことは当然であり、引き続き、厳格に運用していくとともに」という部分があるかと思うんですけれども、こちらについては、元々13ページの一番下のところになお書きで記載してございまして、この中で「厳格に運用していくべき」という用語を使わせていただいております。ただ、これ2ヶ所にパラパラあるのもどうかということで、前のほうに一元化するという修正をしております。そのあとに、「必要な情報提供の充実を図るべきである」というふうに追加をさせていただいております。これも前回の検討会の中で、第4のほうでは、もう少し強めに書いてあり、周知するということがわかるような記載にするべきではないかといったご指摘がありましたので、ここに追記をさせていただいたというものになります。

また、11ページの下のところ、「この点に関しては」というパラの1つ目のポツですけれど

も、前回の検討会の中で、現在の労働者性の判断基準のままで良いかどということのは、中長期的な課題だということがもう少しわかるようにすべきだといったご意見がありましたので、委員のご意見としてこちらに追記をさせていただいております。

12 ページに行っていただきまして、最初の部分については、発言の趣旨をもう少し明確化するために修正をしたというものになります。その次のポツと、その次の次のポツ、赤字になっている部分ですが、それぞれ前回の検討会での委員のご発言を受けて追記したというものになります。

その下のパラ「働き方が多様化している経済実態を踏まえて」というところですが、これも前回の検討会の中でもう少し労働者性を見直しということも踏まえて、継続的な課題だということがわかるようにしたほうがいいのではないかとご指摘がありました。それを踏まえて少し追記をさせていただいたというものになります。かなり赤字が多く見えるかもしれませんが、この検討会の中では、当面は自営業者であって労働者と類似した働き方をする者を中心に検討することが適当であるといった結論部分については、前回お示ししたとおりでおおむね合意されたものかなというふうに認識しております。

続きまして 13 ページになります。(2) の見出しを「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者について」というふうに修正をさせていただいております。これはより適切な表現にしたというものなんですけれども、前回の検討会の中で、雇用類似の働き方と対象者との関係が少しわかりにくいのではないかとご指摘もあまして、こういった修正を加えているというものになります。また、(2) の構成を少し入れ替えておまして、2 パラ目のところで、今回の修正案では「その上で、保護の内容ごとに、対象者の具体的な要件を検討することが考えられる」と記載してございます。これは元々、下から2つ目のパラのところに記載していたんですが、前回の検討会の中で、個々の保護のメニューによって対象者が変わり得るというようなスタンスで、これから検討していくのであれば、これは前に持ってきたほうが良いのではないかとご指摘がありましたので、そのように修正をさせていただいているというものになります。元々2パラ目に位置付けていた「対象者の更なる必要な要素等」の部分については、検討会の中ではこういったご意見があったところなんですけれども、それは2の「各論」の検討課題ごとに引き続き検討することが適当であるということでもまとめさせていただいております。また、この中で従属性についても考えるべきといったご意見も記載していたんですが、趣旨をもう少し明確化する修正をしております。また、ポツを1つ加えているのは、前回の検討会での指摘を受けましてご意見を追記させていただいているということです。

13 ページの一番下のなお書きの部分については、先ほど申し上げたとおり(1)の冒頭のほうに入れましたので、こちらについては削除させていただいております。

続きまして 15 ページをお開きいただければと思います。前回の検討会の中で出たご意見なんですけれども、まず1つ目、「このほか」というパラの上から2つ目のポツになりますけれども、契約条件の明示という入口の話だけではなく、契約の変更にあたって明示等が必要ではないかといったご意見がございましたので、追記しているものになります。また、2つ下のところですね。下請代金の減額の禁止といった下請法の規定も参考になるのではないかと

ご意見がありましたので、こちらに追記をさせていただいております。同様に、15 ページの下のところ。「報酬の支払確保」の部分ですけれども、支払遅延が禁止されている下請法では下請代金の支払遅延が禁止されているというところで、こちらも参考になるのではないかとのご指摘をいただいたので、こちらに追記をさせていただいているものになります。

続きまして、19 ページ、(3)「就業条件」の中の(ア)「就業時間」という部分になるんですけれども、こちら委員からいただいたご発言・ご意見の趣旨の明確化という修正になりますので、特に内容が変わるものではございません。

続きまして 20 ページをお開きいただければと思います。(4)「スキルアップ・キャリアアップ」の部分ですけれども、前回の検討会の中で、自分でスキルアップすることが難しい人もいるということを視野に入れるべきではないか、こういったご指摘がありましたので、ご意見として追記をさせていただいているものになります。

続きまして 22 ページです。下のほうに注釈を加えていますけれども、紐付いているのが(7)「発注者との集団的な交渉」の、上から4つ目のポツのところ。中小企業等協同組合法と労働組合法とでは、実効性の確保手段が異なるのではないかと、ということで、元々ご意見を書いていたんですけれども、前回の検討会の中で、もう少しわかるようにしたほうがいいんじゃないかといったご指摘がありますので、注釈という形で追記をしております。労働組合法についてはこういう制度があって、中小企業等協同組合法についてはこういう制度があるというふうに並べて例示をさせていただいているという修正です。

最後、25 ページになります。(9)「マッチング支援」のところなんですけれども、上から3ポツ目のところ。元々、マッチング支援に期待する役割をどう考えているか、と記載し、そこで止めていたんですが、これだとちょっと趣旨がわかりにくいのではないかとのご指摘を受けまして、追記をさせていただきました。

あとは、形式的な修正になりますので、説明は以上とさせていただきます。

#### ○ 鎌田座長

ありがとうございます。前回、皆様から様々なご意見が届きまして、私と事務局でできるだけ皆様のご意見を反映させるということで、今のような修正を加えたところがございます。まだ足りないところはあるかもしれませんが、一応このような形でまとめておきました。

それでは、この案につきまして、自由にご発言をいただきたいと思います。鈴木委員。

#### ○ 鈴木委員

大したところではないですけれども、最初の2ページからずっと続く調査の結果についてですが、ここでこの検討会でも、調査について実際にインタビュー調査をしたと思います。そういう経緯があったと思うのですが、その際には先生方から、「これは本当に実態をきちんと反映しているものなのか」という指摘を強く受けていたことがあったと思いますので、あくまでもこの調査については、暫定的なものであることを書き加えて、今後、正確な実態をより把握していかなければならないことを追加したほうがいいのではないかと思います。2ページから3ページにかけて「インターネット調査であることや、回答者の認識に基づいていること等に

留意が必要である」とは書いてくださっていますけれども、やっぱり、それよりもう一步踏み込んで、「今後も正確な実態把握に努めるべきである」とか、そのあたりを付け加えたほうが、よりいいかなと思いました。というのは、やっぱりこれ、きちんとした書面という形で公開をされるわけですから、この調査結果が、あたかも客観的な事実のように一人歩きをするおそれがないとはいえないので、そのあたりを注意したほうがいいかなと思いました。以上です。

○ 鎌田座長

はい、ありがとうございます。今ご意見ありまして、私の理解を申し上げます。

私の認識としては、ここで行われた調査が暫定的なものという認識はないんですよね。やはり、現段階において最もこの対象について、正確を期す調査を行って、そこで得られたデータで検討していただいたという認識でありまして、もちろん、今後様々な形で、いろいろなところで調査が行われて、もっと実態についても深く調査が行われるということは期待をしたいところでもありますけれども、今鈴木委員が仰った暫定的なところで、言ってみれば中間的なものとしてこの調査を受け入れて検討したっていうニュアンスは、ちょっと違うかなというふうに思っております。これはほかの皆様のご意見、あるいは事務局で何かコメントがあれば、はい、どうぞ。

○ 永倉在宅労働課課長補佐

ご指摘いただきありがとうございます。鎌田先生が仰ったとおり、特に人数の部分につきましては、これは報告書の中でも参考資料のほうでもかなり強調させていただいております、「この条件に基づいて把握した人数がこの人数です」ということで、インターネット調査ですか、回答者の認識に基づいているというふうになると、どうしても正確性という意味では限界があるかもしれないけど、ただこういう条件で調査したらこの人数でしたというところを出させていただいています。

ただ、雇用類似の全体像といいますか、そういった実態についての把握というのは、おそらく引き続きやっていかなければならないことではないかというふうに考えてますし、鈴木委員もそういったご趣旨のご指摘だったと理解をしておりますので、どのように修文としていくかはまた座長と相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、事務局としても引き続き実態把握が必要だということは、もう少しニュアンスとして出していったらいいのかなというふうに考えております。

○ 鎌田座長

追加でコメントありますか。

○ 鈴木委員

いえ、大丈夫です。

○ 鎌田座長

はい、それでは他にございますか。土田委員どうぞ。

○ 土田委員

11 ページから 12 ページの基本的、総論の(1)「基本的な考え方について」というところなのですが、例えば 12 ページの上から 3 つ目のポツを見ると、「まずは③の方法により、保護が必要な人に必要な措置を講じることから検討し、それが拡大していけば、②、①の方法による対応と結果として同じ状況へと収斂していくこともあり得るのではないか」というふうに書いてありますが、③の考え方が全面に出てきているのかなということで、それに異論があると言ってるわけじゃないんですけども、ただ、前回の検討会では、①は直ちには取りにくいけれども、②③というのが、並列というか、同じウエイトで書いてあったような気がします。今回は、やや③のほうに比重があるような受け止め方もできないではないように思うのですが、それは間違っているということでしょうか。

○ 鎌田座長

ありがとうございます。この点については、私の認識としては、そういうご意見があったということは事実ですので、そういうご意見を挙げさせていただいたということです。はい。今土田委員が仰ったように、私の認識としても①の方法というのは、今この現状においてはもう少し先の課題かなというふうには思っていますが、②③については、さらに今後検討を進めていくという、私自身の認識としてはそういうことです。ただ、こういうご意見があったということは事実でありますので、ご意見ということでまとめさせていただいたと。何か事務局で付け加えることありますか。

○ 吉村在宅労働課長

結局、今鎌田座長が仰ったとおりだというふうに思っておりまして、土田委員が仰った「まずは③の方法により」というところは、ここはこういったご意見がありましたという、検討会でのご意見を紹介しているところでございます。それ以降の「働き方が多様化している経済実態を踏まえ」というパラグラフのところは、検討会の中間整理としての意見の取りまとめという形で書かせていただいているところございまして、結論後のところにつきましては「自営業者であって、労働者と類似した働き方をする者を中心に検討することが適当である。」という結論にしておりますので、ここは必ずしも③だけという形で中間整理として取りまとめができないかというふうにお出しをしているものではないというふうに思っておりまして、②③どちらも入っているのではないかというふうに思っております。

○ 鎌田座長

土田委員、何か追加でございませんか。宜しいですか。

他にございますか。はい、川田委員どうぞ。

○ 川田委員

ありがとうございます。まず、先ほど2ページ以下の実態調査に関してご議論がされましたので、そこについて私も簡単に述べておきたいと思います。基本的には、先ほどの話の中で出てきましたように、今後引き続き検討が必要な課題であるという点が、ある程度強調されるということであれば、それが望ましい表現というかまとめ方なんだろうと思っています。その上で、この部分の記述には、統計的なデータとヒアリングの結果がありますので、それぞれで若干結局は違うところもあるのかなというのが追加的なコメントです。統計的なところ、特に人数の推計を出しているところなどについては、たぶんこれまでそのような観点からの検討をしてこなかった中で、ある程度根拠のあるデータを出しているという点について、かなり小さくない意義があると思いますが、そもそも雇用類似の者が統計的な観点からどのくらいいるのかという検討自体があまり行われてきてないという状況の中で、さらに精度を高めるような取り組みは、今後とも必要という話であろうかと思っています。

一方、ヒアリングの部分については、個別の状況に着目した話であり、ここはこの検討会の中でもヒアリングした上で改めて実態の多様さが確認できたというような意見も出ていると思いますので、このあたりについては、実態が多様であるということ踏まえて、さらにいろいろと実態の把握に努める必要性がより大きいという、そういうことになるのかなと思います。

それ以外の点では、大きなところでの意見コメント等はないのですが、細かいところで2点ほど述べたいと思います。

1つは、12ページ。1-1で、12の上から3番目の点「まずは③の方法により」以下のところについて、記述を変える必要はないと思うのですが、若干気になった点の意見というかコメントです。そこで記載されている、③の方法での検討が拡大していくときに、その結果として①とか②と同じような方向に収斂していくというのがひとつの可能性として有り得るということは、全くそのとおりというか、何も間違っているところはないのですが、ただ、この表現で若干気になるところとして、今のように趣旨を限定して捉えればおかしなところはないのですが、これが例えば、③の検討が拡大すると必然的に②とか①の方向に行くことになる。論理的に③の検討が拡大すると必然的に②①の方向に行くということになるんだとか、収斂という言葉が使われていることから、例えば検討が進んでいくと②とか①の方向に行くことになる。言い換えれば、③の状況と②①の状況と比べると②①の状況のほうが、雇用類似の働き方をしていく方への保護として、より進んだ状態であるんだというような印象を受けるとすると、そこはちょっと違うのではないかというように思いまして、若干そこどころが気になったというコメントです。

それから、もう一点最後の点ですが、15ページの上から2つ目の点です。今回付け加わったところで、「契約の変更にあたって変更条件の明示等が必要」ということで、これも表現としては必ずしも変える必要はないのかなと思いますが、若干、変に労働法の知識があるせいなのか、わかりにくいというか誤解の可能性があるのかなと考えたのが、この変更条件の明示というのが、実施しようとしている変更をした後の契約内容、契約条件を明示することなのか、あともうひとつ有り得る受け止め方として、契約が変更されるということがあるということについて、事前に明示しておく必要があるという話であるようにも読めるように感じますので、そこは可能であれば趣旨を明確化することも考えられるのかなと思いました。以上です。

○ 鎌田座長

どうもありがとうございます。これについても、まず統計調査というか、これは先ほど申しましたように、今後よりいろんな観点からの調査を行い、より実態がさらに明らかになるということを目指したいということで、そういったことで表現ぶりを調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今ご指摘いただいた 12 ページの、ポツの 3 つ目の表現ですけれども、私としては、ご意見として伺ったときに「なるほどそういう考え方もあるのかな」ということで、私としてはひとつの考え方として、ひとつの着眼点として、参考になったなというふうに思っております。今、川田委員が仰ったような、別な解釈ということも、ご指摘を受けてそういう見方もあるのかというふうに思いました。ただ、表現ぶりとしては、「収斂していくことも有り得るのではないか」という表現になっていますので、今言ったように、誤解というのは和らぐのではないかとこのように思っておりますので、これは表現としてはいいのではないかとこのように思ったところであります。

それから、15 ページの変更ですか。確かに法律的には 2 つのことが、変更させることの明示と、変更された条件明示という、その 2 つが有り得るではないかと言われればそのとおりで、そこらへんのところも上手く書き分けられれば書いてみたいとは思いますが、でも、たぶんこれご意見としては、変更後の条件明示っていうことだったのではないかとこのように思っており、そうしますとそこらのご意見の方のご趣旨として、確認をしながら修文をしていきたいと思っております。何かコメントありますか。事務局として

○ 永倉在宅労働課課長補佐

15 ページの御指摘については、鎌田先生が仰ったように変更後の条件明示のほうではないかとは思いますが、発言者に確認をさせていただいたのち、鎌田先生に相談させていただきたいと思っております。

○ 鎌田座長

他に何か。はい、安藤委員どうぞ。

○ 安藤委員

ありがとうございます。私も、鈴木委員の仰っていた意図と一致しているかどうかわかりませんが、コメントがございまして。参考資料の、例えば 58 ページ。我々が行ったヒアリング調査では、例えば日本民法放送連盟さんの回答結果では、トラブルの内容・解決方法について「特に聞いていない」という回答がございました。これを受けて、私もそのときに発言したと思っておりますけれども、やはり仕事を発注している側の立場からは、全く問題を認識していないか、またはストレートな言い方をすればポジショントークとしてですね、「我々は問題ないと認識している」とお答えになっているのかもしれませんが。これについては、やはり仕事を受けている側に聞かないと実態はわからないわけです。これに対して、中間整理（案）の中で、例えば 2 ペ

ージ以降、いろいろ書いてある話の中で、例えば4ページの中ほど。「ヒアリングでは」という形でヒアリングの結果がまとめられているんですが、ここでは問題として取り上げたものだけが、どちらかというピックアップされていて、「問題はないという認識をしている」という話書かれてないように思われるので、「問題がない」という発言もあったということは、事実として記録しておいたほうがいいんじゃないのかなと考えます。ただし、それに対して、本当に問題ないのかといったような、ほかのここでは、調査結果（速報）といている部分であったり、様々ところで多面的にみた結果として問題があるだろうというのが我々の認識なわけですが、このヒアリングでは「何々という旨の声があった」という中に、そういう「問題がない」ということが書かれていないように、今さっと見た感じではあるので、そこについてはあえて記録として残しておいたほうがいいのではないかとこのふうには感じております。以上です。

○ 鎌田座長

どうもありがとうございます。表現ぶりについては、事務局と相談して、もう少しこのヒアリングの内容ということについては、的確に、網羅的というわけにはいかないと思いますが、的確に挙げておきたいというふうに思っております。ということで。

はい。どうぞ、鈴木委員。

○ 鈴木委員

すみません、別件で、気付いたところを申し上げます。11ページの、真ん中ちょっと下です。赤く修正していただいたところ、11ページの（1）「基本的な考え方について」の5行目に当たるかとおもいます。ここは直していただいた箇所だと思いますけど、「引き続き、厳格に運用していくとともに」という箇所ですが、これは前回か前々回でどなたかの発言があったかと思いますが、私の記憶違いかもしれないですけど、それを踏まえまして、改めまして意見を申し上げますと、このような書きぶりですと、現在あまり上手く労働者性に当てはまるような人への補足されていないという現状がある中、これだと現状のまま運用していくべきだというふうに読めなくもないと思います。事務局の意見はそうではないということは存じ上げていまして、むしろ「引き続き」というのは「労働者性の基準に従って厳格に運用していく」とか、そういう意図だと思うんですけども、「引き続き」というのを出してしまうと、これまでも厳格に運用してきているかのような印象を受けてしまうので、私の意見としては直していただけたらなというふうに思いますが、ご意見をお聞かせください。

○ 鎌田座長

どうもありがとうございます。今、鈴木委員が仰ったようなご意見も以前あったか、実は記憶があまり定かではないのですが、「引き続き」という文言については、事務局と相談をして、検討をさせていただきたいというふうに思います。何か事務局のほうで何かコメントありますか。

○ 永倉在宅労働課課長補佐

鈴木委員、御指摘ありがとうございます。元々この文章は、現在でも労働者性は客観的にみて、実態をみてきちんと判断をさせていただいているという前提でありますので、そういう意味で、引き続き確認・運用、というふうな用語を使わせていただいております。これについて、なんでしょう、「引き続き」というのを取ってしまうことによって、現在それが行われていないというふうな見え方になってしまう可能性もありまして、検討させていただいた上で、改めて鎌田座長に相談させていただければと思います。

○ 鎌田座長

文章表現については、あとでまた申し上げますが、一任していただければと思いますが、現在労働行政として、労働者性について、厳格な運用はしていなかったという認識を、この報告書が盛り込んでというニュアンスは、私としては取れないかなというふうには思っておりますけれども、そういうご趣旨ではないと思いますが。

○ 鈴木委員

私もそのようには全く認識しておりませんが、この「引き続き」の意味としては、実際の意味としてはそうではないはずです。労働者性の基準に厳格に当てはまる、これまでの基準に当てはまる人は、厳格に運用していくという、そういう意味かと思います。このへんを適切に文章に出したほうがいいのではないかと思います。

○ 鎌田座長

ご趣旨は今言ったようなことですので、どういった表現が適切なのか、そのまま、生きのままになるかもしれませんけれども、少し私のほうで検討させていただきたいと思います。他にございますか。はい、荒木委員。

○ 荒木委員

22 ページの注の 31 なのですが、これは中小協同組合法と労組法の実効性確保の違いを書いている注なのですが、基本的に法の規定そのものが書いてあるということで、何が違うのかというのが、読んだ方がわからないかもしれないような気がいたしました。それで、順番を変えまして、中小協同組合法については 13 ページの 5 行目からありますけど、それを先に述べて、そのあとで、これに対してという形で、労組法上は、不当労働行為制度という救済制度があるということを書くのがいいのではないかと思います。両方とも同じように、団交が上手くいかない場合には、救済制度がそれぞれに設けられているかのように見えるんですけども、中小協同組合法の場合は、あっせん・調停であるのに対して、不当労働行為制度は、当事者が合意しなくても、準司法的な判断として労働委員会が客観的に判定を下すという違いがありますので、順番を逆にして、これに対して労組法の場合には、というような書き方をすれば、趣旨が伝わりやすくなるのではないかと思います。修文は、お任せしたいと思います。

○ 鎌田座長

どうもありがとうございます。この注は、おそらく、私はつきり認識していたわけじゃないですが、救済制度として様々なものがあることを強調するような注だったと思いますが、ただ、今荒木委員が仰ったように、中身が違うということを知るように表現したほうがいいのではないかとご指摘だったと思うので、その順番の入れ替えも含めて、検討させていただきたいと思います。

他にございますか。いかがでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから一言。表現ぶりのことではあるんですが、21 ページの6の「紛争が生じた際の相談窓口等」というところですけども、今になってこういうことを申し上げるのもどうかというふうには思いますが、あくまでも表現ぶりで、こういったことも有り得るんじゃないかということで申し上げるんですが、前提としてこの雇用によらない雇用類似の働き方について様々なご議論をされて、ルールを定め、この実効性を確保するということが、今重要なことだという認識を持っております。そのことを前提にした上でですね、紛争解決支援ということを、より重視をしたいというふうに思っております。そうした点で、この21 ページの文章を改めて読んでおられますと、例えばですけども、この文章、3、4行目に「その際には、本検討会において以下のような議論があったことを踏まえ、引き続き検討することが適当である」ということで、以下について「相談窓口や簡易な方法による紛争解決制度」ということで、詳しく書かれておまして、それはそれで私いいことだなというふうに思いますが、そうであれば、本検討会において以下のような議論があったことを踏まえて引き続き検討する」という場合、何を検討するかということをもう少し明確にしたほうがいいのではないかと。それで、ではどういったようなことを考えているのかということ、私としては、例えば「実効性のある紛争解決制度について、引き続き検討することが適当である」というような文章を入れると、まあ下のほうとのつながりも良くなるのではないかと。

ただ、では実効性のある紛争解決制度というのは、具体的に何を指すのかということのは、現段階では様々な可能性が残されている。その中には既存の制度の活用もあるだろうし、新たな何らかの制度の創設ということもあるだろうし、非常に様々なものがあるだろう。だからここについては、今後の検討課題ということはもちろん間違いのないわけですけども、しかしながら、この中間整理の考え方としては、やはり紛争が生じた際にどのように実効性のある解決をするのか。そのことが大切だと認識しているっていうことを、今言ったような文章を盛り込んでいったらどうかということ、私としては、今さらでありますけれども、考えました。

何か先生方で、この点についてご意見があれば、仰っていただければ有難いのですが。そのほかのことでも結構です。はい、芦野委員どうぞ。

#### ○ 芦野委員

一番最後の30 ページになるんですが、30 ページの一番最後の文章のところ。「上記に該当しない事業者については、契約締結時における契約書の不存在等を踏まえ、契約条件明示等を促すため」ということで、ツールが必要だということですが、おそらく、これまでの検討会の中でも、実態調査であるとかご意見などからすると、必ずしも契約条件明示だけがいわれていた、放送現場についていわれていたわけではないと思いますので、前段のほうも雇用類似の

働き方で指摘されていたような問題は、やはりこの放送現場でも有り得ることかと思っておりますので、もうちょっと「契約条件の明示等を促すため」に限定されずに、ほかの部分についても、何か表現として入っているといいのではないかなと思えました。

○ 鎌田座長

事務局として、何かこの点ありますか。はい、どうぞ。

○ 吉村在宅労働課長

芦野委員、ご意見ありがとうございます。この点に関しましては、まず全体的な考えをまず申し上げさせていただきますと、もちろん雇用類似全般について議論しているというところは、仰るとおりでございます。ただ、これはちょっと別の、規制改革の関係で、放送関係につきましては、先に一定の方向性を出すということが必要だということで、特に雇用類似の全体の議論を踏まえながら、まず最初に少し先行して、放送現場に限ってやる必要があるということは何かということをご議論いただいていたのかなというふうに思っております、そういった観点から申し上げますと、契約条件の明示のところ、ここのところがまず、少し放送関係につきましては先行してやったほうがいいのではないかとということで、ここの部分については先出しをして書かせていただいております。

ただ、それ以外の部分につきましては、今後雇用類似全般につきまして、ご議論いただく中で、雇用類似全般の対策として、また別途ほかのところについても取りまとまる部分があるかと思っております。それにつきましては、雇用類似全般について取り組んでいくということになろうかと思っておりますので、その際には当然放送関係についても適用されるという形で取り組みが進んでいくのではないかとこのように思っております。

○ 鎌田座長

はい、芦野委員どうぞ。

○ 芦野委員

私の説明が不足していたんだろう、今ご説明いただいたところは理解していたつもりなんです、例えば、まずは契約条件の明示等を促すためとか、つまりほかにも問題は有り得るんだというところを、少しニュアンスとして入れていただければなと思えました次第です。

○ 鎌田座長

それでは、そういった修文ができるかどうか含めてですね、事務局と私のほうで相談させていただきたいと思っております。宜しいですか。はい。

ほかにごございますでしょうか。中間整理の案については、今ご意見、出尽くしたような感じではありますが、この際ですので、何か委員から感想のようなものがあれば何えれば有難いなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。突然振って申し訳ないんですが。

○ 芦野委員

じゃあ。

○ 鎌田座長

はい、芦野委員どうぞ。

○ 芦野委員

最近、民法の立場からいうと、解雇っていうのが、民法成立時に比べると随分揺らいでいるのではないかなという気がしております、例えば一般人であったとしても、様々なツールを使って商人と類似の行為をすることも有り得たりするので、同じように、通常、ちょっと片手間でバイト感覚で働いていたら、実はその実態はまさに契約書とかをきちんと取り交わしていなかったとしても、雇用類似あるいは労働者性に該当するような働き方であったりとか、従来置かれていたような主権の主体の概念であるとか、層というのがだいぶ揺らいでいるというのが、この検討会の特徴に係っているところでありまして、この点については労働法の先生方のように、労働法で全般的に保護していこうという考え方と同時に、やはり揺らぐ主体をどのようなものとして契約の中に取り込んでいって、適正なバランスを取るかっていうのは、非常に重要なものなんだろうなという気がしてきました。

ですので、今後もう少しきちんと、実態を踏まえて、自分自身も勉強しながら考えていきたいと思いました。まさに感想であります。

○ 鎌田座長

ありがとうございます。ほかにございますか。

はい、村田委員どうぞ。

○ 村田委員

ありがとうございます。今までの議論については、おおむね踏襲をしていただきました。どうもありがとうございます。

感想ですが、この2週間くらい業務委託契約についてどのような苦情があるのか調べておりました。その中で、どのような原因があるのかと調べたのですが、発注者側と受注者側、両方にあるのですが、主に発注者側が、雇用類似・フリーランスについて、どう扱ったらよいのか、理解不足だというのが非常に多い。こういった中間報告を出したときに、例えば実態がどういものであるかというのももちろん必要ですけれども、こういう検討がなされているということ自体を、関係者にどう周知していくのかと。この検討会の意義みたいなところをきちんと、発注主側、主に企業側に周知徹底をしていくことも必要ではないかなと思っています。

○ 鎌田座長

ありがとうございます。ほかにございますか。はい。

それでは、私もひとつ、感想といいますか、個人的な、この雇用類似の働き方に関する検討

の私のスタンスといいますか、そういったものを少しお話をしたいと思います。今この中間整理をする中で、課題となったのは、雇用類似の働き方に関して、それを多様ではありますけれども、いかにこういう方たちの働き方、あるいは就業環境を整備するかということで、様々なルールあるいは「こうしたほうがいい」という様々な措置を検討してきたわけでありまして。ただ、その背景にある思想について私なんかは非常に参考にしたのは、ドイツで労働4.0という報告書でした。ご存知のとおり、ドイツは様々な、AIを含めた技術革新、それから制度の改革を図って、経済力、様々な社会的な改善を図っていくということが、国の使命として捉えている。その中で、労働ということを見直さなきゃいけないということで、労働4.0の報告書があるんですが、その中に、従来は労働者と自営業者というふうに分けていて、主に労働者の保護ということ、重点を置いてきたんだけど、今後は様々な働き方、雇用によらない人たちの働き方の人たちに対して、どのように就業環境を整備していくのか、より働きやすい働き方をどう整備していくか、これが今ドイツの国としての、生産力を高めるための必須の課題であるというふうに考えているわけですね。そうすると、私たちこうやって、中間整理でまとめてきましたけど、ちょっと大ぶりの話になって恐縮なんですけど、まさにこの働き方改革を進める中で経済力も含めて、全体として底上げしていく、こういった観点を踏まえながら就業環境の整備を考えていくということが、大切なのではないかとこのように思っております。そういった考えは、この中間整理の中で、特に強調されているわけではありませんけれども、私個人としては、この問題の研究を続ける中で、常にあったような考え方ですので、この際ですので、何か報告書に反映させるという類のことではなくて、私としては、そういう意味では一歩前進をできたのかなというふうに思っております。

さて、いかがでしょうか。皆様のご意見を、尽くされたようですので、少し早いですが、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思っております。皆様からいただいたご意見、修正を含めてですね、いただいたわけでありまして、これは事務局と私が相談をいたしまして、最終的な取りまとめをしたいということで、私にお任せさせていただきたいと思っておりますが宜しいでしょうか。はい、ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。今回は中間整理ということで優先すべき課題を中心にまとめましたが、引き続きこの検討会にて検討を行っていききたいと思います。

それでは、次回の日程等について、厚生労働省から報告をお願いします。

○ 永倉在宅労働課課長補佐

次回の日程等につきましては、秋ごろを目途に考えてございます。また追ってご連絡をさせていただきます。

○ 鎌田座長

ありがとうございます。それではこれにて、第13回雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。